

平成27年8月6日

大阪戦略調整会議  
会長 今井 豊 様

大阪市長 橋下 徹

### 大阪戦略調整会議について（意見）

大阪戦略調整会議準備会合の開催については、平成27年8月4日付け文書により大阪府知事・大阪市長連名で会長に対し要請を行ったところであるが、一部委員から申入れ書が提出されているところでもあるので、下記のとおり意見を申し述べる。

また、大阪戦略調整会議（以下「大阪会議」という。）においては、二重行政の解消や広域的事業の推進などの改革案件について一刻も早く具体的な議論を行うことが求められており、そのためには、各委員が具体的な議題を提案し、会議としてどのような議題を選定・協議するのかが喫緊の課題となっている。知事・市長提案の鉄道整備の優先順位や府立産業技術総合研究所・市立工業研究所の統合について優先的に具体の議論を行っていく用意があるとの一部委員の表明もあるので、大阪会議を円滑に進め、一刻も早く会議の成果をあげられるよう、議会推薦委員に対しても速やかな議題の提案を求めるとともに、3首長、会長・副会長、各派代表者から成るフルオープン準備会合の速やかな開催についてあらためて強く要請する。

### 記

#### 1、違法再議について

憲法92条は地方自治の本旨を定めるが、その要素の一つは団体自治であり、他の自治体の首長、議員による多数決によって当該自治体の意に沿わない決定がなされることは憲法92条の趣旨に悖るものである。条例に定めるように、少なくともそれぞれの団体における過半数は必要であり、全体の多数決で物事を決めることはできないはずである。

また、大阪会議は首長と議員の合同会議であって首長提案の議題だけを審議する場ではないので、その協議プロセスにおいても、協議対象や審議領域によっては首長の拒否権が必要となる場合もあると考えられる。

そもそも自由民主党は、ある自治体が他の自治体の意思を拘束することの問題、さらに議員が首長の権限を侵害することの問題を認識した上で大阪会議を提案したところであるが、大阪会議を進める中で、憲法 92 条の趣旨に悖る看過できない事態が生じれば、違法再議の可能性も否定できないものとする。

## 2、規約案修正について

自由民主党各会派から会長に申入れのあった大阪会議の規約修正案については、会議の意思決定方法は憲法 92 条の趣旨や二元代表制の趣旨をふまえないこと、会議の運営に関する基本事項や会議における議題の選定や協議順位は会議の根幹にかかる重要事項であること、さらに、大阪会議の意思決定の問題点を考慮して自ら条例を修正した趣旨に悖るものであることから、このような規約案修正はあり得ないものとする。

## 3、代表者会議について

第一回会議前に議題予定として提示を受けた代表者会議の設置については、事前に同意したものではなく、もとより会議の場で委員間協議し、意思決定すべき事項と考えている。各会派の代表者で会議運営の方針を協議する手法は各地方議会では一般的であるものの、これはあくまでも議会運営を円滑にする手法である。大阪会議は、議会とは異なり、首長・議員の合同会議である。そして、首長提案の議案だけを審議する場ではなく、首長も一委員である。よって、二元代表制を前提とすれば、大阪会議の運営についての協議を行う代表者には、議員が所属する各会派の代表者に加え、首長も加わるのは当然である。

なお、大阪会議の円滑な運営を図るために、当初、大阪府・大阪市・堺市の 3 首長、3 議長による事前の準備会合の開催を提案していたことも申し添える。

以上

大阪会議は行政側である首長には何ら相談のないまま、自由民主党の議員提案で条例化されたものであるが、このように大混乱に陥っている原因は、憲法・法令等との整合性、二元代表制との整合性など法理論上きちんと吟味されたものにはなっていなかったからである。特に意思決定のあり方については様々な問題を抱えていると言わざるを得ない。あわせて、会議の事務局も大阪府・大阪市・堺市の自治体の共同設置に基づく組織とはなっておらず、その調整にも限界があることを付言する。